

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、企業の社会的責任を果たすとともに、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、経営の効率化を高めながら公正性、透明性を確保し、また、ステークホルダーとの適切な関係を保ちながら、最適なコーポレート・ガバナンスの構築に努めることを基本方針としております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【対象コード】

2021年6月の改訂後のコードに基づいて記載しています。

【補充原則1 - 2 議決権電子行使プラットフォームの利用等】

当社は、現在のところ、株主の海外投資家比率が低く、コスト等を勘案し「議決権の電子行使」を実施しておりません。今後、株主構成の変化を勘案し、検討を進めてまいります。

【補充原則3 - 1 英語での情報開示・提供】

当社は、現在のところ、株主の海外投資家比率が低く、コスト等を勘案し招集通知の英訳は実施しておりません。今後、株主構成の変化を勘案して検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 1 最高経営責任者(CEO)等の後継者の計画】

当社では、最高経営責任者(CEO)等の後継者の具体的な計画として規定したものはございませんが、取締役会における後継者選定の方針としては、人格及び識見ともに優れその職責を全うできる相応の人物を選定することを方針としております。この方針に従って、2021年6月に新社長が就任しております。今後、後継者計画を策定・運用する場合には、取締役会が積極的に関与してまいります。

【補充原則4 - 2 経営陣の報酬制度の設計】

当社の取締役・経営陣の報酬は、本報告書の“「コーポレートガバナンス・コードに基づく開示」原則3 - 1(3)”に記載のとおりです。今後、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する報酬制度の設計・導入について今後検討を進めてまいります。

【補充原則4 - 3 CEOを解任するための手続の確立】

当社では、CEO等解任の基準や要件は規定しておりませんが、万が一、法令・定款等への違反や、当社の企業価値を著しく棄損したと認められる場合など、解任相当と考えられる事態が発生した場合は、独立社外取締役が参加する取締役会において、審議を尽くしたうえで、解任の決議をいたします。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の独立性判断基準を策定していませんが、東京証券取引所が定める独立性判断基準に準拠しております。今後の事業環境や当社の株主構成等も踏まえて、独自の判断基準の策定を検討してまいります。

【補充原則4 - 10 独立した指名委員会・報酬委員会等の設置】

当社は、独立社外取締役2名を選任しており、企業経営者としての専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。独立した委員会は設置していませんが、現時点では、取締役会の場において、指名や報酬等の特に重要な事項に関する検討に当たり、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。

【原則4 - 11 取締役・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、うち2名が独立社外取締役となっています。規模及び職歴の多様性については適正であると認識しておりますが、ジェンダーや国際性、年齢の面を含む多様性に関しては、十分に確保されている状況とは言えません。ジェンダー・国際性・年齢の多様性の確保という視点からの取締役候補者の選定につきましては、内外の情勢の変化を見定めて、今後、検討を進めてまいります。

【原則4 - 11 各取締役の多様性に関する考え方】

当社の取締役の多様性については、職歴についての考え方は、次に示したとおりですが、ジェンダー、国際性、年齢に関する考え方につきましては、今後、検討を進めてまいります。

取締役会は、4名で構成され、うち2名は社外取締役であります。4名の各取締役の知識・経験・能力は、「取締役のスキル・マトリクス」に示したとおりであります。また、事業環境の変化に柔軟に対応し、かつ責任の明確化を図ることを目的に、取締役の任期を1年としております。各取締役の他社での経営経験等の略歴につきましては、当社の株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載し、当社のWEBサイトで開示しております。

([https://www.tanaken-1982.co.jp/ja/ir/news/auto\\_20220609575446/pdfFile.pdf](https://www.tanaken-1982.co.jp/ja/ir/news/auto_20220609575446/pdfFile.pdf))

【取締役のスキル・マトリックス】

氏名	役位	在籍年数	企業経営 経営戦略	財務 会計	施工技術 環境技術	リスク管理 法務	マーケティング 営業
中尾安志	代表取締役	2年	○	○		○	○
白石憲治	取締役	4年			○		○
小網忠明	社外取締役	6年	○	○		○	○
中目隆夫	社外取締役	2年	○	○		○	○

【補充原則4 - 11 取締役会全体の実効性】

取締役会の実効性評価については、期初に実施し、その結果を「取締役会の実効性に関する評価結果の概要」等として、当社のWEBサイト等に開示しています。

(<https://www.tanaken-1982.co.jp/ja/ir/management/jikkouseihyouka.html>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社の継続的な成長のためには、安定受注先の確保・拡大が重要であり、工事案件の安定受注に資する場合において、個別銘柄を政策保有することを方針としております。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

毎月5月の定時取締役会で、保有する政策投資株式の残高及び、同先からの受注・売上状況等を確認することにより、政策保有を継続することの妥当性についての検証を実施しております。なお、保有する株式数・貸借対照表計上額等については、有価証券報告書のP-33【株式の保有状況】で開示しております。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

当社が保有する政策保有株式の議決権行使の基準としては、投資先企業のガバナンス体制に問題がないこと、中長期的に企業価値の向上に資する内容であること、株主全体の利益が毀損されないこと、等を判断基準とし、議決権行使をしております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引に関しては「関連当事者取引管理規程」に基づき、適切に牽制しております。本規程により、新規取引においては取引の開始時において、関連当事者取引に該当するかを事前に確認し、該当する場合は取締役会の承認を条件としております。また、年度末時点で継続している関連当事者取引の状況については、その取引の合理性と妥当性について、事業年度の最初の取締役会で、監査役の意見を求め、継続の可否を決定しております。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

< 多様性の確保についての考え方 >

(1) 女性の管理職への登用

女性を管理職に登用することは、単に女性を戦力に加えるだけでなく、優秀な人材の確保や多様な人材を受け入れる企業風土を醸成し、当社の組織力の強化に資すると考えており、今後、積極的に管理職登用の候補者を育成し、現状より増加させることを目標としております。

(2) 外国人の管理職への登用

当社は、海外への事業展開は実施していないことから、外国人に焦点を当てた採用活動は行っておりませんが、優秀な人材を確保する観点から、人種・国籍によらず、採用・登用は、実施して行きたいと考えております。なお、現在、外国人の社員はいないため、測定可能な目標は設定しておりません。

(3) 中途採用者の管理職への登用

当社は、中途採用者を積極的に管理職に登用しており、前職で積んだ経験・実績・知識・資格を考慮して、力量を有する中途採用者は、すべからず、管理職として登用しており、今後も維持・継続することを目指しております。

(4) その他の事項(多様性の確保についての総論的な考え方)

当社は、多様な人材に登用するために、性別・年齢・障害の有無にかかわらず、能力・力量を重視し、人材を受け入れております。具体的には定年延長、嘱託・委任・派遣などの雇用形態の多様化、高齢者の積極的活用、障害者の雇用、子育ての支援などの雇用環境の整備に注力しております。

なお、当社は、女性・外国人については、性別・国籍に寄らず適材・適所で登用する方針です。また、中途採用者の管理職への登用は、積極的に実施しております。

< 多様性の確保の状況 >

(1) 女性の管理職への登用

現在、執行役員を除く、管理職は14名であり、このうち1名が女性管理職となっております。

(2) 外国人の管理職への登用

現在、外国人の雇用はありません。

(3) 中途採用者の管理職への登用

現在、管理職は、ほぼ全員が中途採用者となっております。

(4) その他の事項

当社は、定年後も嘱託として雇用を継続しており、高齢者・障害者も新規に採用しております。なお、現時点での障害者雇用率は3.75%となっております(法定雇用率2.3%以上)。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

当社は、社内では施工計画書・施工図等を作成しており、女性の技術者も業務に当っており、将来的には工事現場がわかる女性管理者としての育成を目指しております。また、工事現場では、外国人も作業に従事していることから、外国語の手順書を作成し教育していることに加えて、スマートフォンの自動翻訳アプリケーションを導入し、日本語でのコミュニケーションが困難な場合でも意思疎通できる環境を整備しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社には、現在、企業年金の制度がありません。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)企業理念、経営理念、中期計画

当社の企業理念は“「子供たちに何が残せるか」を常に考え、明日のために、今日出来ることを実行し社業を通じて人にやさしい環境づくりに貢献します。”です。また、経営理念及び中期計画(TANAKENビジョン100)は、当社のWEBサイトに掲示し、開示しております。

(<https://www.tanaken-1982.co.jp/ja/ir/library/plan/main/0/teaserItems1/0/linkList/0/link/tanaken%20100.pdf>)

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の“「**1. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報**」の「**1. 基本的な考え方**」”に示すとおりです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の役員報酬は、役位に応じて定められた報酬に手当を加算して支給額を決定しております。また、報酬総額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内及び年度経営計画により承認された年間支払予定額の範囲内で、取締役会の一任決議に基づき、代表取締役社長が個々の役員の職責及び実績を勘案し決定しております。なお、詳細は、本報告書の“「**経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況**」の「**1. 機関構成・組織運営に係る事項**」[取締役報酬関係]”で開示しております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員の選任に関しては、「役員規程」により規定されており、役員の選任は取締役会が候補者を推薦し、株主総会の決議で選任されます。なお、役員は、法令で定める要件を備え、人格及び識見ともに優れその職責を全うすることのできる者とし、下記を判断基準としております。

- ・役員としての職務について、法的及び経営的に正しく理解する力があること。
- ・全社的観点から物事を判断できること。
- ・問題解決能力があること。
- ・統率力があること。
- ・責任感があること。
- ・その他役員として必要と思われる要件を満たしていること。

(5)経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名理由

当社は、取締役・監査役候補者の略歴を毎期の株主総会招集通知の株主総会参考書類で開示しております。

【補充原則3-1 自社のサステナビリティについての取組み】

当社のサステナビリティへの取組は、「サステナビリティへの取組について」として、当社のWEBサイトに掲示し、開示しております。

(<https://www.tanaken-1982.co.jp/ja/ir/management/sustainability.html>)

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は法令、定款及び社内規程に従い、株主総会決議による授權範囲内において、経営に関する重要事項の決定を行っております。当社は、経営監督機能と業務執行機能を分離し、法の順守、透明性の高い経営、迅速かつ適切な意思決定のため、執行役員制度を導入しております。

職務分掌規程で規定されている執行役員によって構成される業務執行会は、業務執行に関し、社内規程で定められた事項、情報の共有が必要な事項に関して報告・協議するとともに、決裁規程に基づき業務執行に係る議案を協議・決裁し、その結果を取締役に報告しております。

【補充原則4-11 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、取締役会の実効性を確保するため、執行役員制度導入し、経営監督機能と業務執行機能を分離することで、法の順守、透明性の高い経営、迅速かつ適切な意思決定の実現を担保しております。

なお、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランスは、P-3の【原則4-11 各取締役の多様性に関する考え方】に記載した通りです。

【補充原則4-11 取締役及び監査役兼任状況】

取締役及び監査役は、当社の取締役会及び監査役会への出席のための十分な時間を確保しており、いずれも出席率は良好です。なお、取締役及び監査役の兼任状況は、毎期、当社の株主総会招集通知の事業報告及び株主総会参考書類に記載し、WEBサイトで開示しております。

([https://www.tanaken-1982.co.jp/ja/ir/news/auto\\_20220609575446/pdfFile.pdf](https://www.tanaken-1982.co.jp/ja/ir/news/auto_20220609575446/pdfFile.pdf))

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役・監査役が、その職責を全うするために必要な業務・財務・法令等に関する知識を取得するための費用の支援を行っております。なお、常勤監査役は、公益社団法人日本監査役協会の会員として、同協会が主催する監査に関する研修に参加するとともに、最新情報の提供を継続的に受けております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために総務企画部をIR担当部署としており、金融機関や機関投資家を対象とした決算説明会を年2回実施しております。また、当社のWEBサイト(<https://www.tanaken-1982.co.jp/ja/ir/library.html>)の投資家情報に随時、決算説明資料等のIR関連情報を開示しております。更に、個別の投資家から対話の申し込みにつきましては、合理的な範囲で前向きに対応しております。また、対話において把握された株主の意見等は、必要に応じてIR担当部署を統括する役員から取締役会に報告し対応します。また、対話に際しては、当社の「適時開示マニュアル」に従って、インサイダー情報等の重要情報を伝達しないこととしております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

## 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
スリーハンドレッドホールディングス株式会社	2,890,400	66.45
富士倉庫運輸株式会社	111,400	2.56
田中 俊昭	111,200	2.56
大栄不動産株式会社	66,000	1.52
吉岡 和利	60,000	1.38
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社)	49,400	1.14
鈴木 徹	45,900	1.06
田中 俊恒	44,400	1.02
松野 洋子	44,400	1.02
鬼塚 麻紀子	44,400	1.02

支配株主(親会社を除く)の有無

スリーハンドレッドホールディングス株式会社

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分更新	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針更新

当該支配株主と取引を行う場合には、関連当事者取引管理規程等の諸規定に則って、取引の合理性(事業上の必要性)と取引条件の妥当性を十分に検討するとともに、独立役員や監査役に対して意見を求め、取締役会の承認を得たうえで取引を行うことで、少数株主やその他の一般取引先に不利益が生じないように配慮いたします。なお、補充原則4-8が規定する支配株主からの独立性を有する独立社外取締役に関しては、当社の全取締役4名のうち、2名を独立社外取締役として選任しております。

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

## 1. 機関構成・組織運営等に係る事項



組織形態	監査役設置会社
------	---------

**【取締役関係】**

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小網 忠明	他の会社の出身者											
中目 隆夫	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小網 忠明		<p>2000年6月から2010年6月まで富士倉庫運輸株式会社の代表取締役社長、2010年6月から2011年6月まで同社の代表取締役会長、2011年6月から2015年6月まで同社の取締役相談役を務めておりました。</p> <p>なお、当社と富士倉庫運輸株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではありません。</p>	<p>永年に亘り株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行)並びに富士倉庫運輸株式会社の経営に携わり、そこから得た豊富な経営経験と幅広い見識等を生かして、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行する人材として社外取締役に選任しております。なお、当社と株式会社埼玉銀行(現株式会社りそな銀行)並びに富士倉庫運輸株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模でなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として適格であると判断しております。</p>

中目 隆夫	2002年5月に株式会社丸広百貨店の常勤監査役に就任し、2005年から同社の取締役、常務取締役、専務取締役、副社長を歴任しました。その後、2019年5月から2021年5月まで同社の顧問を務めました。なお、当社と株式会社丸広百貨店との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではありません。	株式会社あさひ銀行(現株式会社りそな銀行)で、支店経営並びに業務監査を経験すると共に、株式会社丸広百貨店で永年に亘り経営に携わり、そこから得た豊富な経営経験と幅広い見識等を生かして、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行する人材として選任しております。なお、当社と株式会社りそな銀行との間に建設工事の請負実績が、また、株式会社丸広百貨店との間にも、建設工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるように規模でなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として適格であると判断しております。
-------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室の連携については、毎月ミーティングを実施するなど随時情報共有し、意見交換を図っております。また、監査役、会計監査人、内部監査室の連携については、四半期毎に三様監査連絡会を実施することによって情報交換、意見交換を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
安田 優	他の会社の出身者													
中下 壽雄	他の会社の出身者													
矢内 訓光	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 優		2001年まで、株式会社北海道拓殖銀行(現三井住友信託銀行株式会社)小石川支店に支店長として勤務していました。なお、当社は、同銀行と取引はありますが、メインバンクでなく、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではありません。	永年に亘り株式会社北海道拓殖銀行(現三井住友信託銀行株式会社)に勤務し、金融機関における豊富な監査業務経験を有し、財務・会計・コンプライアンス面に関する相当程度の知見を有している人材として社外監査役に選任しております。なお、当社と同氏の間には、当社の意思決定に影響を与えるような取引はなく、独立性を有しているものと判断しておりますが、常勤監査役であることから独立役員としては選任しておりません。
中下 壽雄		1996年8月から2002年4月まで五洋建設株式会社の代表取締役副社長、2002年4月から2002年6月まで同社の相談役を務めておりました。なお、当社と五洋建設株式会社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではありません。	五洋建設株式会社の代表取締役副社長、相談役を歴任する等、建設業界における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有している人材として監査役に選任しております。なお、当社と当社との間に解体工事の請負実績があるものの、当社の意思決定に影響を与えるような規模ではなく、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当していないことから、独立役員として適格であると判断しております。
矢内 訓光		これまでに、当社との関係は特段ありません。	1981年に昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)へ入所し、1985年に日本公認会計士になりました。その後、太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)の社員に就任など、国内外の監査法人にて、会計監査業務を30年以上に亘り、従事した経歴があります。監査法人退任後は、日本ユニシス株式会社等の社外監査役を歴任しており、財務会計に関する高度の知見を有している人材として監査役に選任しております。

**【独立役員関係】**

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

**【インセンティブ関係】**

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

-

## ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が1億円以上であるものが存在しないため、開示しておりません。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会で定めております。その概要は、取締役の報酬は月例の固定報酬とし、役位に応じて定められた報酬に手当を加算して支給額を決定しております。

また、取締役の報酬総額は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内及び年度経営計画により承認された年間支払予定額の範囲内で、取締役会の一任決議に基づき、各取締役の職務実績を総合的に把握している代表取締役社長執行役員が個々の役員の職責及び実績を勘案し決定しております。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容は、上記概要に基づき前代表取締役社長執行役員采澤和義が決定し、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で監査役の協議の上、決定しております。

(注) 1. 取締役の報酬総額は、2018年6月25日開催の第37回定時株主総会において、200百万円以内とし、また、これには使用人兼務役員の使用人分は報酬に含めないものとして決議しております。決議当時の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は1名)であります。

2. 監査役の報酬総額は、2015年11月26日開催の第34回定時株主総会において、30百万円以内として決議しております。決議当時の監査役の員数は3名(うち、社外監査役は3名)であります。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数(2021年度)

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			員 数
		基本報酬	ストックオプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	93百万円	89百万円		退職慰労金 3百万円	6名
監査役 (社外監査役を除く。)					
社外役員	20百万円	20百万円		0百万円	5名

(注) 1. 取締役の報酬には、使用人分給与を含んではいません。

2. 退職慰労金については、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しています。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートについては、管理本部にて行っております。事前に取締役会の議事次第や資料を送付することで、社外取締役及び社外監査役が十分な検討時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】



元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
田中 俊昭	名誉相談役	経営全般に対する指導・助言	非常勤、報酬有	2003/06/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。また、執行役員制度を採用し、経営監督機能と業務執行機能を分離しています。当社の機関は、以下のとおりであり、監査役会による経営監視機能を発揮させると同時に、社外取締役を選任することで、優れた知見に基づき当社の中長期的な成長に資する有効な助言を得るとともに、監査役会とは別の視点から経営の監督を行うことで、より公正かつ透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築できるものと考えております。

1. 取締役会

当社の取締役会は、提出日現在4名により構成され、執行役員制度によって経営監督機能と業務執行機能を分離することで、法の順守、透明性の高い経営、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

取締役会の議長は、代表取締役社長執行役員中尾安志が務め、小網忠明及び中目隆夫は社外取締役であります。各取締役は、事業環境の変化に柔軟に対応し、かつ責任の明確化を図ることを目的にその任期を1年としております。取締役会では取締役会規程に基づき、経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。原則として月1回の定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当該取締役会には、監査役3名も出席し、職務の執行状況について、法令・定款に違反しないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べております。

取締役会規程に基づき、2021年度の取締役会は、合計13回(定期12回、臨時1回)開催され、取締役の出席率は95.3%、社外取締役の出席率は100%、社外監査役の出席率は100%となっています。

2. 監査役会及び監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社であり、提出日現在3名により構成され、3名はいずれも社外監査役であります。監査役会規程に基づき、取締役会に出席するほか、常勤監査役は業務執行会等の重要会議にも出席しており、取締役の職務の執行全般を監査しております。監査役会は、毎月1回開催しており、監査の方針、監査計画ほか重要事項を協議するとともに、監査役監査及び内部監査の内容を相互に共有しております。当社では監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを特に配置していませんが、内部監査室が内部監査の実施状況を監査役に報告しております。

2021年度の監査役会は13回開催され、監査役の出席率は100%でした。当社では監査役の監査業務を補佐する専任のスタッフを特に配置していませんが、内部監査室が内部監査の実施状況を監査役に報告しております。

3. 業務執行会

業務執行会は、代表取締役社長執行役員中尾安志が議長を務めており、この他に専務執行役員1名、常務執行役員1名、上席執行役員3名、執行役員5名の10名で構成されています。業務執行会は、業務執行に関する意思決定の迅速化・課題への早期対応力の強化を図るため、原則毎月1回開催しており、業務執行に係る重要な事項、情報の共有が必要な事項に関して報告・協議するとともに、決裁規程に基づき業務執行に係る議案を協議・決裁し結果を取締役に報告しております。

4. 内部監査の状況

当社の内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室(1名)にて、会計監査、内部統制監査、業務監査を実施しております。内部監査室の実施する監査は、監査計画書を事前に取締役会に報告の上、年度を単位として、年間で社内を全部門を監査するように計画し、実施しております。

また、四半期ごとに、監査役、監査法人、内部監査室で構成される三様監査連絡会にて、相互連携しております。

5. 会計監査の状況

当社の2021年度会計監査業務を執行した公認会計士は、倉持政義氏、田中弘司氏であり、ひびき監査法人に所属しています。継続監査期間としては2016年10月以降であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名です。

6. コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要事項の決議、協議及び報告の場として、原則として毎年度四半期に1回開催しております。同委員会の構成は、社長を委員長とし、取締役、各本部長、及び委員長の指名する従業員等としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の機能強化のため、執行役員制度を採用し、経営監督機能と業務執行機能を分離しています。取締役会は、業務執行を監督すると共に、代表取締役社長、取締役の職務執行を監督します。監査役会は独立した機関として取締役の職務の執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するうえで有効であると判断し、コーポレート・ガバナンス体制として監査役会設置会社制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、法定期限日より、早期に発送するように努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、株主総会集中日を避け、より多くの株主が出席しやすい日程を設定するよう努めてまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては、当社のWEBサイトの「投資家情報」の項目に「IRポリシー」として定めており、開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	多くの個人投資家に当社を知っていただく機会として、定期的に個人投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的にアナリスト・機関投資家向けの説明会を開催したいと考えております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では、具体的な検討は行っておりませんが、株主構成を考慮しながら、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社のWEBサイト内に、IRサイトを設けており、決算説明会資料をはじめ当社のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する担当部署を社内に設置して、情報開示を実施してまいります(担当部署 管理本部総務企画部)。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明
------

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>当社は、企業の社会的責任を果たすため、下記の企業理念及び経営理念に基づき、当社は、企業の社会的責任を果たすため、下記の企業理念及び経営理念に基づき、ステークホルダーの立場を尊重した経営を行ってまいります。</p> <p>&lt;企業理念&gt; 「子供たちに何が残せるか」を常に考え、明日のために、今日出来ることを実行し社業を通じて人にやさしい環境づくりに貢献します。</p> <p>&lt;経営理念&gt; TANAKENは、「思いやり・信頼・感謝」というキーワードを経営理念として大切にします。 「思いやり」 TANAKENは、環境への思いやり・お客様への思いやり・地域への思いやり・社員及び家族への思いやりを大切にします。 「信頼」 TANAKENは、技術への信頼・会社への信頼・社員への信頼を基に、お客様からの揺るぎない信頼と評価を得る事を目指します。 「感謝」 TANAKENは、お客様への感謝・家族・仲間への感謝・仕事への感謝を胸に刻み、社会の発展に貢献します。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社は、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得しており、下記の内容を包含した環境方針に基づき行動し、環境保全活動を事業活動の一環として実施しております。</p> <p>環境負荷の少ない解体工法を優先的に採用し、解体工事における環境負荷を低減させるように監理する。</p> <p>解体工事を通して、既存の建築物、構造物及び土壌等から、有害物質・汚染物質を除去し、これらを適正に処理する。</p> <p>解体工事にて発生する建設廃材のリサイクルに努め、汚染を予防する。</p> <p>上記を活動の指針として業務を実施しております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>当社は、ステークホルダーに対して適切に情報提供を実施するため、当社の「適時開示マニュアル」に従い、当社の決定事実、発生事実、決算に関する情報、その他の適時開示情報の発生時における適時開示の手続きを適切に実施します。</p> <p>また、新たに制定されたフェア・ディスクロージャー・ルール(改正金商法施行)に準拠した開示を実施するとともに、会社法、金融商品取引法、その他の法令および株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」と照らし合わせ、適時に情報を開示いたします。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は会社業務に精通した取締役により各種会議を通じ経営課題の共有化を図るなかで業務を執行しています。経営監視機能としては、監査役の監査の独立性を高め牽制機能の充実を図っているほか、社外取締役を選任し取締役会の議論、決議にかかわることにより内部統制システムの充実を図っております。内部統制システムの整備の状況は、以下のとおりとなっております。

#### 1. コンプライアンス体制の整備状況

役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすためコンプライアンス行動規範を定め、それを全役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会の設置・開催、コンプライアンスマニュアルの作成、弁護士等の専門家を交えた研修の実施、内部通報制度の充実等の諸施策の実施により、体制を確保してまいります。

#### 2. リスク管理体制の整備状況

当社は、損失の危険の管理に関する規程として「リスク管理規程」を制定し、リスクを事前把握し対応することで、リスクの顕在化の抑止に加えて、リスクが顕在化した場合においても、会社損失の最小化を図り再発を防止することで、企業価値の保全に努めています。また、万一、重大なリスクが顕在化した場合には「緊急事態対策要領」により、緊急事態対策室を設置し、これに速やかに対応する体制を確保しております。

#### 3. 情報管理体制の整備状況

取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他の業務の執行状況を示す主要な文書は、これを適切に保存するものとし、文書管理規程・情報システム管理規程に従い管理しております。

#### 4. 職務の執行が効率的に行なわれるための体制の整備

年度ごとの経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、業績への責任が明確化される組織体制を構築し、部門ごとの業務目標を明確にしております。また、職務分掌規程、業務分掌規程、決裁規程、稟議規程を定め、意思決定プロセスを明確にすることにより意思決定の迅速化を図るとともに、重要事項については経営会議・取締役会等において慎重な意思決定を行っております。

#### 5. 会計監査人

会計監査人は、独立した立場から、期初に作成した監査計画にしたがって、会計監査・内部統制監査を適正に実施し、「四半期レビュー結果報告」及び「期末決算監査報告」等を当社に提出しております。また、監査役会・内部監査室とも適宜、情報交換・意見交換を行うほか、四半期毎に三様監査連絡会で情報交換・意見交換を実施し、監査の有効性を高めております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは取引や利益供与等の一切の関係を遮断することを基本方針としております。反社会的勢力に対する基本方針・対応方法は、反社会的勢力対応規程・反社会的勢力対応マニュアルに記載するとともに、社内研修を通じて周知・徹底を図っております。また、取引業者と締結する工事下請負契約書、注文書、注文請書に条文化し当該団体との取引を排除するとともに、万一反社会的勢力との間に問題が発生した場合には、法律の専門家や警察等と連携を図り、毅然とした対応をいたします。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下のとおりです。





